

おんな

ONNA Village



パッサン & オイシーナ フルーティーズ



2016
8月
422号

広報おんな

8月 [422号]

発行/恩納村 〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地

編集/総務課 電話 (098) 966-1200 FAX (098) 966-2779 <http://www.vill.onna.okinawa.jp>



～恩納海浜公園ナビビーチ～

目次

- 福祉健康課からのお知らせ 3
- ボランティア活動報告 5
- 各区対抗(体協)試合結果 6
- 文化情報センターだより 9
- 暮らしの情報 10

村のひと

総人口	10,967人 (-1)
男	5,608人 (+2)
女	5,359人 (-3)
世帯数	5,133人 (+4)

2016年6月末現在

恩納村子ども医療費助成受給資格者証の各種申請はお済みですか？

恩納村ではH26年度より「子ども医療費助成自動償還方式※1」がスタートし、H27年度には、通院医療費支給対象年齢が中学3年生までと拡大しました。

※1自動償還方式とは・・・県内医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と子ども医療費助成受給資格者証を毎回提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

「子ども医療費助成受給資格者証」各種申請について

- ★お持ちでない方 → 交付申請が必要です。
- ★紛失した方 → 再交付申請が必要です。
- ★内容の変更(氏名・住所・加入保険・銀行口座等)がある方 → 変更申請が必要です。

⚠ 注意事項 ⚠

以下の場合には「自動償還方式」の取り扱い対象外となりますので、福祉健康課窓口にて領収書をご持参の上、支給申請手続きを行ってください。

- ① 受診の際に医療機関窓口にて「子ども医療助成金受給資格者証」を提示しなかった場合
 - ② 県外の医療機関で受診された場合
 - ③ 県内の「自動償還方式」を導入していない医療機関で受診された場合
- ※ 受診の際に医療機関窓口にて「自動償還方式」を導入しているか必ず確認してください。



子ども医療助成金受給資格者証 (オレンジ色)

問合せ ● 福祉健康課 母子保健係 ☎ 966-1207

野焼きの禁止!!

野焼きは、法律で禁止されています。(廃棄物処理法第十六条の二)

- ごみを野外で焼くことは、**けむり・におい・ダイオキシン類の発生**により自分だけでなく周囲の人にも迷惑をかけたり、被害が発生します。
- ごみは、分別をしてごみ収集に出したり、専門業者に委託するなど**適正に処理**しましょう。また、廃プラは焼かずに役場の収集日に出すようにしましょう。
- 野焼きとは？
地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、ドラム缶やブロック等で囲って焼くこと。
また、家庭用小型焼却炉の規制が強化され、能力や規模に関わらず、常に温度が管理できるシステムがあるなどの特殊な構造基準を満たしている小型焼却炉以外は使用できなくなりました。
- 違反した場合は、**罰せられます。**
5年以下の懲役若しくは1,000万円の罰金に処し、又はこれを併科する。

問合せ ● 村民課 生活環境係 ☎ 966-1205

恩納100 むらのきおく その七十



ジーファー(簪)

琉球王国時代には、常に髪にさした髪飾りで身分を表したりしていました。昔は、男性と女性とで簪の形は違って、方言ではジーファーと呼ばれています。写真のジーファーは男性用の簪です。女性用の簪も同じ博物館第二展示室にて展示しているので是非、見比べて違いを見つけてみてください。

村博物館 電話 982-5112